

「平成27年度放課後児童支援員、 放課後子供教室教育活動推進員・ 教育活動サポーター一等研修会」

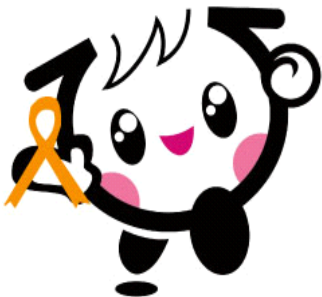
— 行政説明 —

1

広島県健康福祉局子育て・少子化対策課

I 放課後児童対策について ～放課後子ども総合プラン～

II 新しい研修制度について ～子育て支援員研修～



オレンジリボンを持った広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

放課後対策の充実に関する最近の動向

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

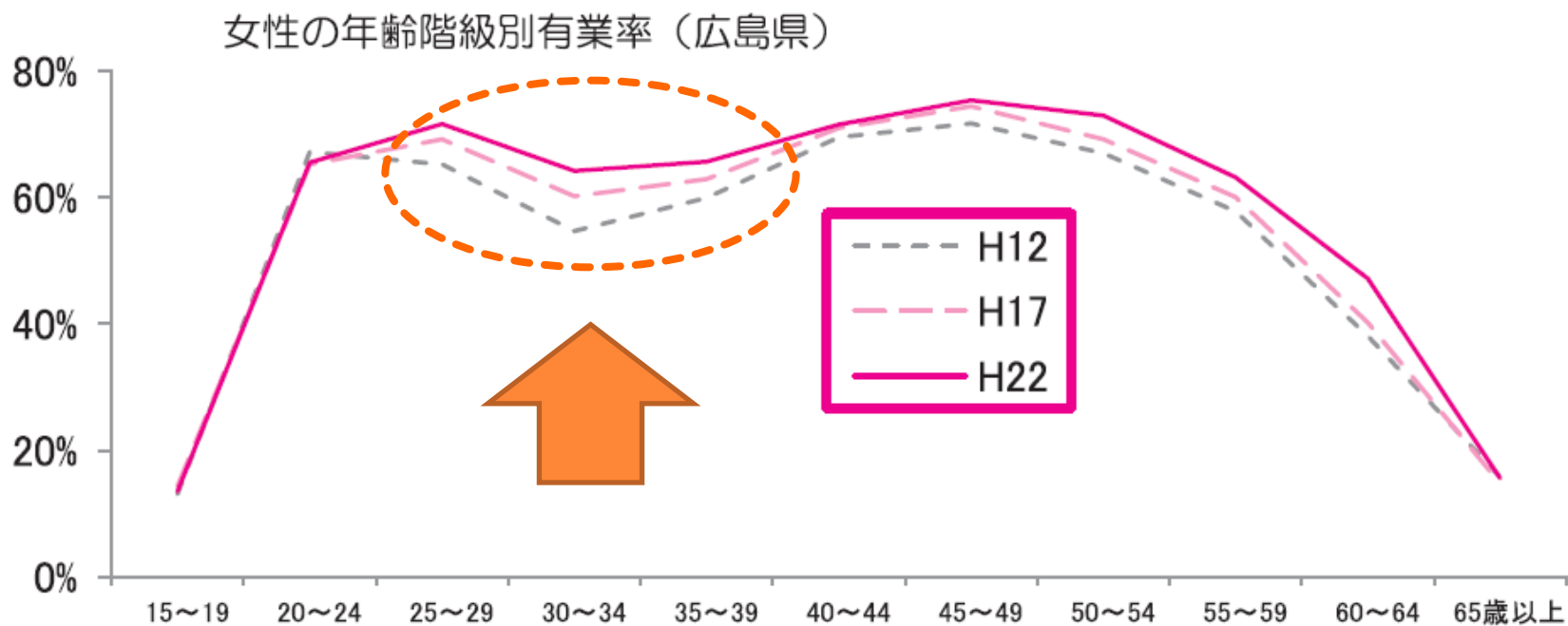
女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

¹⁹「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

● 少子化の急速な進行により将来の生産年齢人口の大幅な減少が予測されており、女性の労働力の活用は欠かせないものとなっています。

● しかし、働く女性のうち約6割が出産・子育てを機に離職しており、そのうち3割は、仕事を続けたかったが仕事と家庭の両立が困難という理由で離職しています。



（総務省「国勢調査」）

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

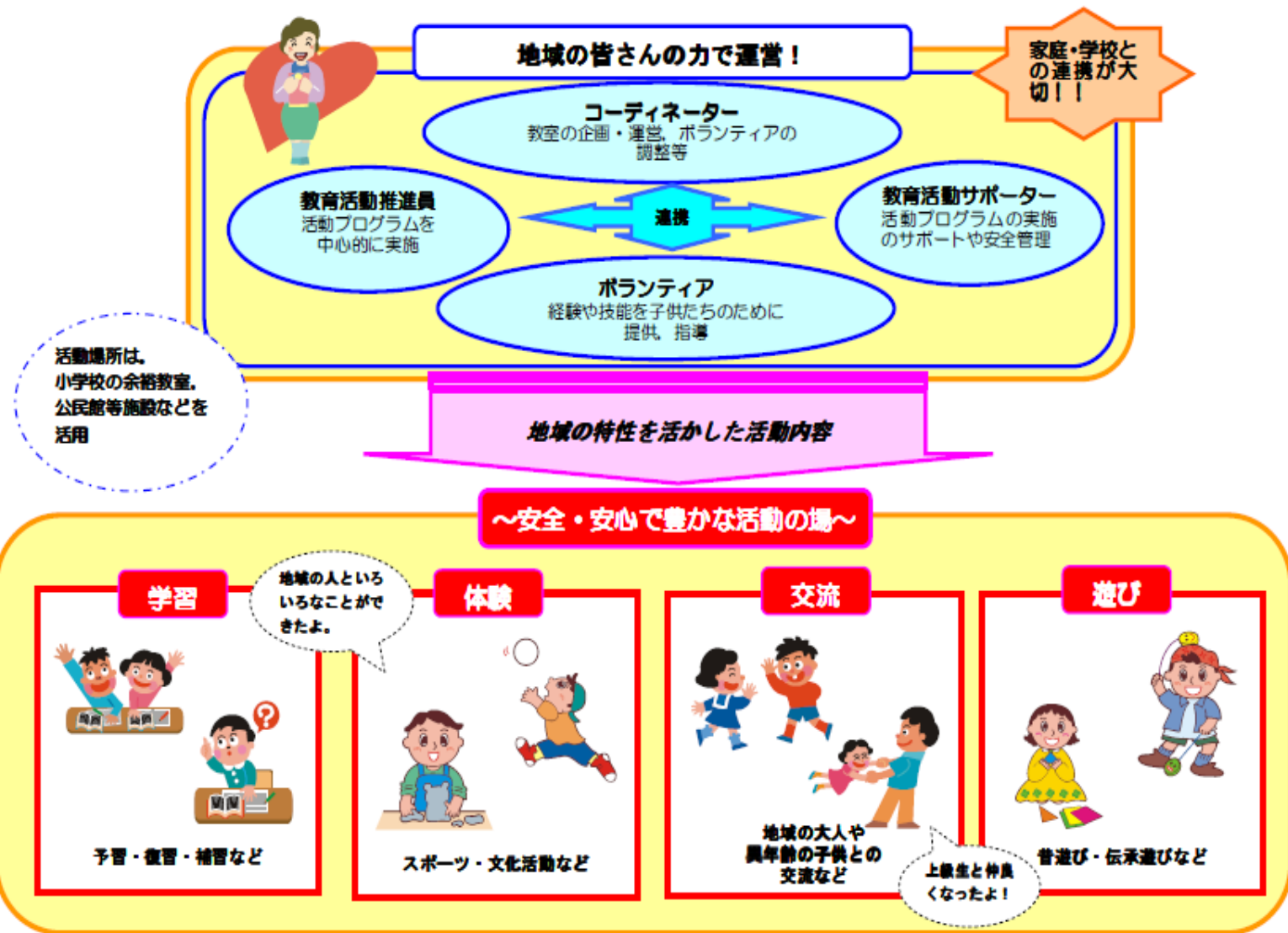
- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

放課後子供教室



放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日
産業競争力会議 課題別会合
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**
*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

■ 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

■ 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**



■ 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応



放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用
(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応
→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



- ※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
- ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

放課後子ども総合プランにおける 安全管理方策について

- 「放課後子どもプラン」等の推進における学校と連携した防災・安全体制の整備等について（平成24年3月30日付け事務連絡，文部科学省・厚生労働省発）

→学校との連携・協力体制の強化，安全管理体制の点検・充実 等

- 放課後児童クラブにおける来所・帰宅時の安全確保について（平成24年5月15日付け事務連絡，厚生労働省雇用発）

- 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子供教室）実施における安全面への配慮について

（平成24年5月17日付け事務連絡，文部科学省発）

→児童の来所・帰宅時における安全確保の再点検 等

- 学校や子どもたちの活動を支援するボランティア等の児童生徒への暴力行為の禁止の徹底について（平成25年2月8日付け，文部科学省発）

→児童への暴力行為は，決して許されない行為である

「家族で住むならこのまちで！」と選ばれる ファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県

☛結婚を希望する人が出会い、結婚できる広島県

☛子供を希望する人が安心して、妊娠・出産できる広島県

☛希望する時にいつでも安心して子供を預けて
働くことができる広島県

☛すべての県民が子供と子育て家庭を支える広島県

☛すべての子供たちが健やかに育つ広島県



I 放課後児童対策について ～放課後子ども総合プラン～

II 新しい研修制度について ～子育て支援員研修～



オレンジリボンを持った広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

「子育て支援員」研修について

資料3-1

趣旨

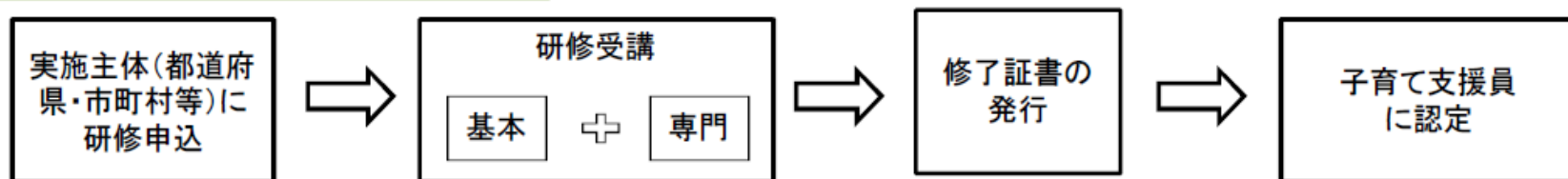
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

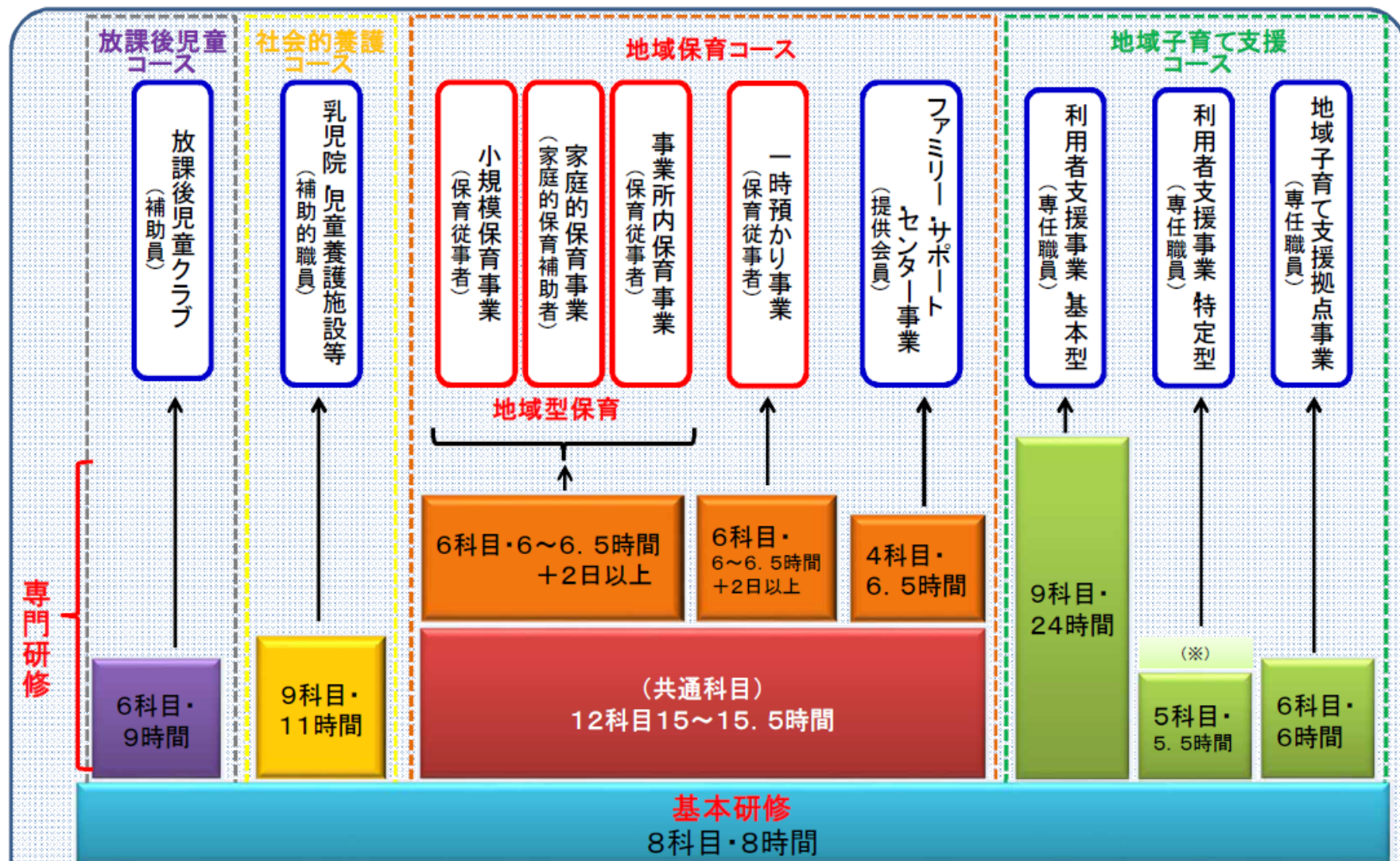
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

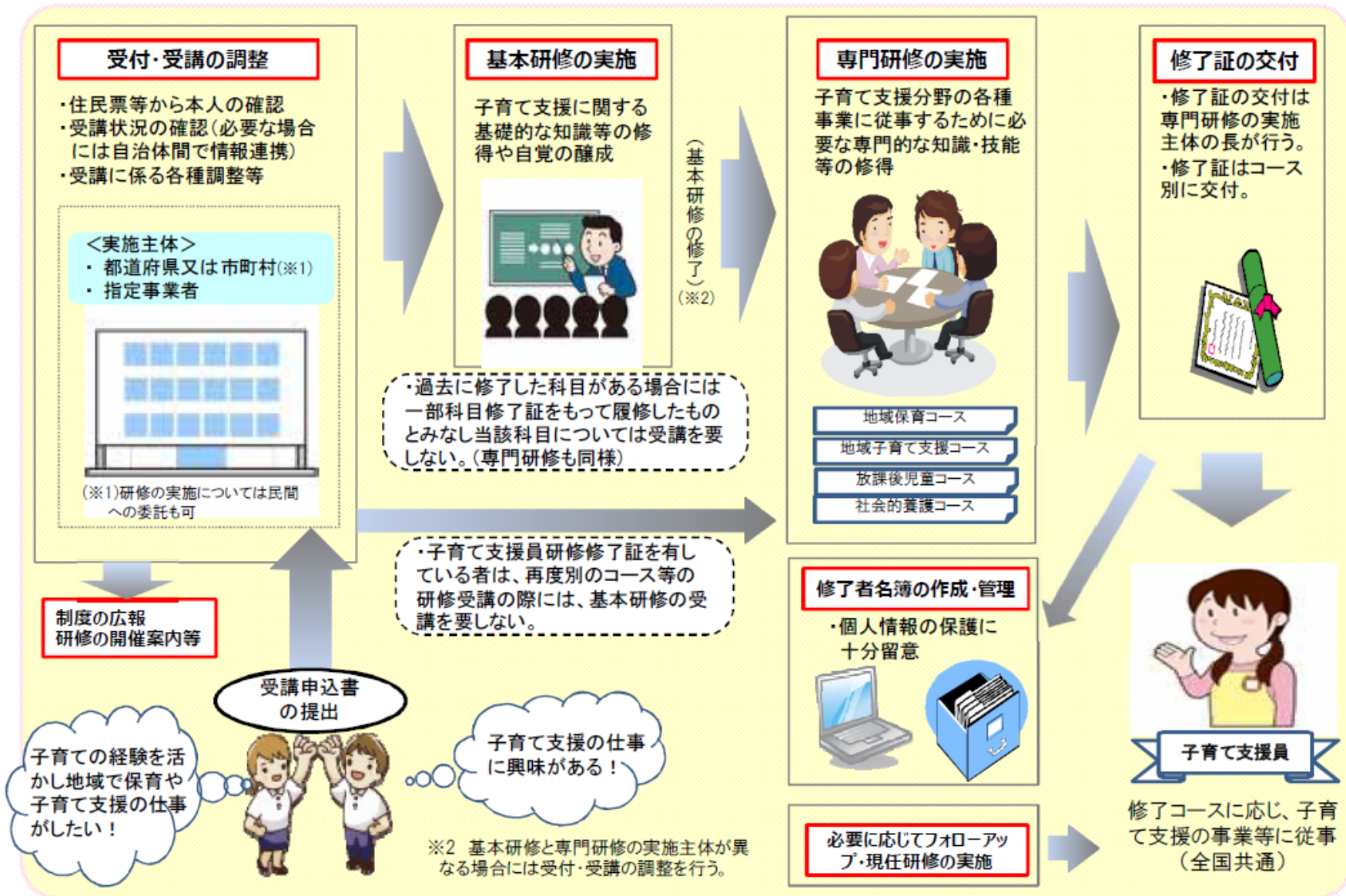


※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

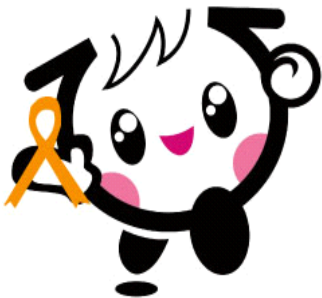
注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)



児童虐待の防止について



オレンジリボンを持った広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

子育てに悩んだときや、虐待かな？と思ったら、
いつでもご相談ください。

【子どもへの虐待に関する相談】

児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570・064・000 24時間
対応

【電話相談】

子ども何でもダイヤル【広島県】

子育てに関する不安や悩みなど

☎082-255-1181 毎日9時～17時

児童家庭支援センターまごころ

こども自身の悩み・心配事・子育ての悩みなど【電話相談あり】

☎0848-24-0556 月～土曜日 9時～18時
休日は24時間

子育て・女性健康支援センター

妊娠・出産・子育てなど

☎0823-73-4111 水・木曜日
10時～16時

わくわく子育てベビーダイヤル【広島市】

電話で育児に関する質問の受付 ※お電話は広島市内の0242からのご利用です。

☎082-247-9123 毎日24時間

子ども虐待ホットライン広島

【子ども虐待ホットライン広島(弁護士、臨床心理士・ケースワーカー等中心の市民団体)】

子どもへの虐待に関する相談

☎082-246-6426 火・水・土曜日 9時～18時
10時～15時

【こども家庭センター・児童相談所】

※18歳未満の子どもに関する相談



広島県 西部こども家庭センター

〒734-0093 広島市南区宇品南丁目3-1

☎082-254-0381

電話予約・来庁予約・電話相談・心身障害児相談センター(広島県)・広島市児童相談所(広島市)・広島市児童相談所(広島市)・広島市児童相談所(広島市)

広島県 東部こども家庭センター

〒728-0438 尾道市瀬戸町山崎291-1

☎084-951-2340

二宮市・高瀬町・尾道市・尾道市児童相談所・尾道市児童相談所

広島県 北部こども家庭センター

〒732-0012 三田市十石町南丁目6-1

☎0824-63-5181

三田市 児童相談所

広島市 児童相談所

〒732-0012 広島市南区民権二丁目15-15

☎082-263-0694

広島市



広島県の子育てポータル

イクちゃんネット

携帯
スマホ
PCに対応

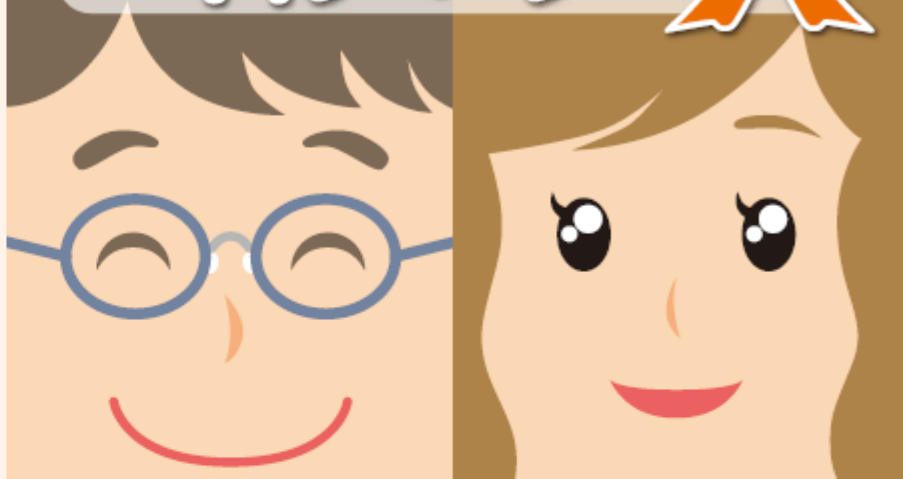
子育てに関する情報が満載のポータルサイト

イクちゃんネット

検索



広島県 児童虐待防止
キャンペーン



お父さん、お母さんが笑顔でいてくれるから、ほくも、わたしも、笑顔になれるんだ。

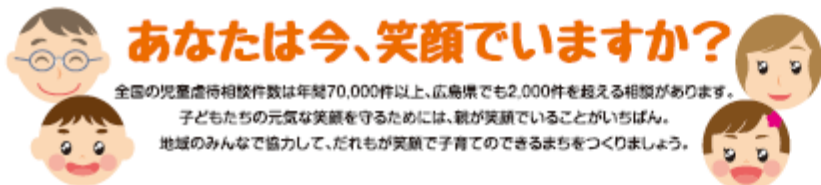


広島県の子育てポータルサイト
4e7a7a7a「イクちゃん」

広島県

児童虐待防止啓発センター
「メープルカイザー」





あなたは今、笑顔でいますか？

全国の児童虐待相談件数は年間70,000件以上、広島県でも2,000件を超える相談があります。
 子どもたちの元氣な笑顔を守るためには、親が笑顔でいることがいちばん。
 地域のみんで協力して、だれもが笑顔で子育てのできるまちをつくりましょう。

こんなとき、あなたならどうする？



からだや顔に
不自然なアザや
ヤケドがある

汚れた服や
季節に
合わない服を
着ている

親を避けている

小さな子どもを
置いて独りに
外出している

近所との
交流がなく
孤立している

子どもの
悲鳴や泣き声、
叩く音が
よく聞こえる

どうしよう…と迷っていませんか？

虐待じゃ
なかったら

どうしよう

虐待ではなかった場合でも、
あなたからの相談が苦しんでいる親子を
救う可能性があります。
迷わず、「気になる子どもがいます」と
相談してみてください。

電話したことが
知られたら

どうしよう

相談した人が特定されるような
情報を知らすことは一切ありません。
秘密は必ず守られますので、
安心してご連絡ください。

すぐ通告すると
怖がられたら

どうしよう

虐待は起されていることが多いので、
どんな小さな情報でもご相談ください。
虐待の危険を未然に防ぐことが、
子どもを守ることにつながります。

逆に
訴えられたら

どうしよう

子どもを守ることを責められるので、
子ども虐待の通告義務は、法律上、
秘密保持義務や守秘義務違反より
優先されています。

子どもたちの笑顔のために あなたにもできることがあります。

子育てに悩んだときや、虐待かな？と思ったときは、いつでもご相談ください。
虐待の悲劇を繰り返さないために児童相談所全国共通ダイヤルがあります。

もしや、まさか、と思ったら、まずお電話ください。

児童相談所全国共通ダイヤル

☎0570-064-000

24時間
対応

匿名でも可能です。
ご連絡された方の秘密は厳守されます。
お住まいの地域のこども家庭センター・
児童相談所にお電話をおこなえます。

相談の後はどうなるの？

児童相談所・福祉事務所などの専門機関が連携して情報収集し、
それぞれの親子の状況に合わせて支援体制をつくります。

しつけ？ 暴力はふるっていない？
いいえ。心に傷をつけることも「虐待」です。

◆子ども虐待とは…



身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、
戸外に締め出す、
意図的に病気にさせるなど。

ネグレクト
養育放棄・怠慢

食事を与えない、
ひどく不潔にする、
適切な医療を受けさせない、
家や自動車に
置き去りにするなど。

性的虐待

子どもへの性的行為、
性器や性交を見せる、
ポルノグラフィの
被写体にするなど。

心理的虐待

言葉による脅し、
拒否的な態度を続ける、
兄弟姉妹間の差別的思想、
子どもの前でのDVなど。

虐待は子どもの心と体の成長、人格形成に深刻な影響を与えます。

子ども虐待の防止と早期発見には、
地域ネットワークのコミュニケーションが
とても重要です。
あなたもその一員として、
子どもたちを
見守ってください。



保育所
幼稚園

学校

こども
家庭
センター

市町

地域ネットワークの一員として
あなたも子どもを
守ることができます。

児童
福祉施設

保健所

民生委員・
児童委員

医療
機関

【参考】

- 「放課後子ども総合プラン」に関する全国地方自治体担当者会議資料
(平成26年8月11日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054589.html>

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
(平成26年厚生労働省令第63号)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000046169.pdf>

- 放課後児童クラブ運営指針 (平成27年3月31日雇児発0331 第34号)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h270331/houkago-uneisisin.pdf>

- ひろしまファミリー夢プラン

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/hiroshimafamilyplan27-31.html>